

土浦市監査委員告示第16号

令和6年7月31日に提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定  
に基づき監査を行ったので、同項の規定によりその結果を別添のとおり公表  
する。

令和6年9月27日

土浦市監査委員

市原和弘

土浦市監査委員

寺内充



## 住民監査請求監査結果

### 第1 住民監査請求の内容

#### 1 請求人

住所 土浦市（省略）

氏名 （省略）

#### 2 措置請求書の提出

令和6年7月31日に請求人から地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく土浦市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）が提出され、同日これを収受した。

#### 3 本件請求の要旨

請求人から提出された措置請求書による請求（以下「本件請求」という。）の要旨は、次のとおりであると理解した。なお、原則として原文のまま記載の上、補正等の結果も踏まえ、記載する。

(1) 本件請求の対象 土浦市長及び市民生活部市民活動課長大貫三千夫

(2) 対象の会計行為

令和5年度に土浦市地区長連合会補助金交付要項（以下「本件要項」という。）に基づき、土浦市地区長連合会（以下「連合会」という。）に対し、土浦市地区長連合会真鍋ブロック会（以下「本件ブロック会」という。）が行った令和5年度土浦市地区長連合会ブロック会調査研究事業（以下「本件事業」という。）に、補助金額98,000円の額を確定したこと。

(3) 主張の要旨

本件ブロック会が行った本件事業に対し、土浦市地区長連合会補助金（以下「本件補助金」という。）の交付の確定をしたことは次の理由により不当である。

ア 本件事業は、調査研究の成果を地域や市全体に普及、反映させることを最終の目的と

したにもかかわらず、連合会は、単に自身の研修として施設を訪問したのみで引き続き研究を実施せず、結果として調査研究結果の普及活動を行っておらず、ごみ問題の解決は不透明なままなのであり、土浦市補助金等交付規則第13条の規定に反することは明らかである。

イ 本件事業は、調査研究を自称しながら、単に参加者のための研修に終始しており、調査研究の結果の存在が確認不能な状態で、調査研究と呼ぶに値しない。市や地域住民に公益をもたらすことはなく、自治法が規定する、公益上必要が有るものには、全く当たらない。

ウ 本件事業は、第3次土浦市ごみ処理基本計画において確認されたもろもろの結果及び確立された指針等を考慮に入れずに、連合会が独断でおこなったもので、必要性も有効性も認められない。

#### (4) 発生した損害の内容

連合会に交付した本件補助金98,000円。

#### (5) 措置請求内容

市長は交付した補助金98,000円について補助金の額の確定を取消し、連合会に対し、本件補助金98,000円の返還を命じるべきである。

### 4 事実を証する書面（事実証明書）

措置請求書に添付された事実証明書は、次のとおりである。（いずれも写しである。）

- (1) 資料第1 情報一部公開決定通知書（令和6年5月14日付け土市活発第75号）令和5年度土浦市地区長連合会補助金の交付決定について（真鍋ブロック会調査研究事業）（伺い）
- (2) 資料第2 情報公開決定通知書（令和6年5月14日付け土市活発第88号）土浦市地区長連合会ブロック会調査研究事業実績報告書
- (3) 資料第3 情報非公開決定通知書（令和6年5月14日付け土市活発第91号）
- (4) 資料第4 令和5年度 困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業 事業報告書（抜粋）
- (5) 資料第5 情報一部公開決定通知書（令和6年4月8日付け土市活発第45号）土浦市地区長連合会補助金ブロック会調査研究事業交付申請書
- (6) 資料第6 情報非公開決定通知書（令和6年5月14日付け土市活発第89号）

### 5 本件請求の要旨の通知

法第242条第3項の規定により令和6年8月8日付けで本件請求の要旨を市議会及び市

長に通知した。

## 第2 要件審査

請求人は、前述のとおり、本件補助金の額の確定が不当であると主張しているところ、本件補助金は、令和5年7月20日付けの土浦市地区長連合会補助金額確定通知書によって、その交付額の確定をしており、当該交付額の確定を対象行為とする請求であると推察される。

補助金の交付額の確定に係る行為について、令和3年9月10日佐賀地方裁判所判決（平成30年（行ウ）第3号／令和2年（行ウ）第4号）では、「額の確定は、概算払においても、普通地方公共団体内部における確認的な行為にすぎないのであって、それ自体は法242条第1項の違法若しくは不当な「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理」には該当しないから、監査請求又は住民訴訟の対象となる財務会計上の行為ではない。」とされていることから、住民監査請求の対象行為には該当しない。

一方、請求人は、連合会が行ったとする補助事業の成果が、当初の補助金交付決定の内容に適合しないことから、連合会に対し本件補助金の返還を求めるよう措置請求の対象者に求めていることから、財産（債権）の管理を怠る事実を対象行為とする請求と捉えることができる。

この場合、いわゆる怠る事実該当することになり、法第242条第2項の規定の適用がないものとして住民監査請求の対象となる。

このようなことから、本件請求は、財産（債権）の管理を怠る事実を対象行為とする住民監査請求であると判断し、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件審査を行い、当該要件を満たしていることを確認した。

## 第3 本件請求の受理

本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしていることから、本件請求を正式に受理することを決定し、請求人にその旨を通知した。

## 第4 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を付与するため、請求人にその旨を通知した。

請求人からこれらを希望する旨の回答があったことから、令和6年8月26日にその機会を設けた。

その際、法第242条第8項の規定に基づき、関係人が立ち会った。

(1) 請求に係る陳述及び新たな証拠の提出

請求人から令和6年8月23日に、「土浦市職員措置請求に係る陳述及び新たな証拠の提出について」と題した口述原稿及び添付資料として次の書面の提出があった。(添付資料はいずれも写しである。)

ア 土浦市職員措置請求に係る陳述及び新たな証拠の提出

イ 資料第1 平成26年3月 大阪府四條畷市 ごみ減量化及びごみ収集の効率化に関する調査研究(部分)

ウ 資料第2 情報一部公開決定通知書(令和6年4月8日付け土市活発第45号)及び添付資料

エ 資料第3 第3次土浦市ごみ処理基本計画(一部)

オ 資料第4 組織図 市民活動課HPから抜粋

カ 資料第5 情報非公開決定通知書(令和6年8月19日付け土環衛発第323号)

キ 資料第6 情報非公開決定通知書(令和6年8月19日付け土環衛発第324号)

(2) 陳述の要旨

請求人が陳述した内容は、おおむね次のとおりである。

なお、原則として「土浦市職員措置請求に係る陳述及び新たな証拠の提出について」と題した口述原稿の原文のまま記載の上、補正等の結果も踏まえ、記載する。

ア 土浦市補助金等交付規則第13条は、交付の確定には、補助事業等の成果が当初の交付の決定の内容及び条件に適合することとしている。

本件補助金等の交付の決定の内容(概要)とは、「ごみ集積場が大量のごみであふれる、カラスに荒らされる、資源ごみの適切な分別と排出ができていないなどの環境美化・環境衛生に関する地域課題を解決するため、」として、まず、「先進的なリサイクル事業を行う産業廃棄物処理施設を訪問し、廃棄物の分別の現状と課題を視察して、ごみの減量と適切な分別回収について調査研究を行い」最終的に「その成果について、参加者が各地域の役員会等で周知することにより、ごみの分別について地域住民の意識向上を図る。」というものであった。

しかしながら、補助事業終了に伴い提出された実績報告書に記載された補助事業等の成果とは、「今回の調査研究で経験し学んだ、適切なごみの分別排出や、リサイクルの重要性を地域住民に周知することにより、地域におけるごみの減量化とリサイクルを推進するとともに、集積場周辺の環境美化と衛生環境の維持に努めてまいります。」と、自身

の経験と学びから得たことの意義は記載するが、調査の結果やその後の研究の成果への言及が無く、それらを地域住民に周知させることについては、「努めてまいります。」として今後の課題としたまま、補助事業を終了としている。

したがって、本件事業の実績は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していないことは明らかである。

イ 令和5年度、土浦市地区長連合会補助金交付要項が改正され、補助事業として、従来の「調査研修」に代わり、新たに「調査研究」が認められることとなった。

調査研究とは例えば、厚労省が行った令和5年度困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業や平成26年3月大阪府四條畷市のごみ減量化及びごみ収集の効率化に関する調査研究のように、調査研究とは、綿密な研究実施計画に基づき、調査を行いデータを収集し、それに対して多角的に分析を加えて結論を導き出し、結果を研究成果(レポート)とするものである。

請求人は、本件事業の研究実施計画について、情報公開を請求したが、計画の存在は確認できなかった。

更に、研究の成果に対する市の評価に係る情報公開の請求に対しても、その存在は確認できなかった。

このような状況から、本件ブロック会が行った補助事業は、研修に過ぎず、調査研究成果と呼ぶに値する成果は存在しないことが明らかである。

このように、市長は調査研究に値しない本件事業について、研究計画の内容を把握せずに補助金の額の決定を行い、また、研究結果の確認を行うことなく、補助金の額を確定したのである。

ウ 連合会は、本件事業に係る補助金の交付の申請の際、「しかしながら、仕分けの不十分なごみが家庭から排出されることもあり、ごみ集積場が大量のごみであふれる、カラスに荒らされる、資源ごみの適切な分別と排出ができていないなどの問題が見られます。」として問題の存在を述べている。

本市は、令和4年3月、第3次土浦市ごみ処理基本計画を策定している。学識経験者が多数参加する審議会において、豊富な調査データとその緻密な分析解析により、市のごみ処理の現状が明らかにされ、また、今後市が目指すべきごみ処理のあり方について、詳細な指針と計画が確立されている。

連合会が先に挙げた問題等について、例えば、年度別削減目標、中間処理、最終処分場等々明確な指針が設定され、学校での教育・学習機会、イベントやキャンペーン、出前講座等、地域への普及啓発・情報の提供等々が具体的に計画されている。

また、地域レベルのごみ処理問題に関しては、本市に設置された「まちづくり市民会議」や「各地区市民委員会」が、専門部である環境部を中心に、ごみの減量・資源化運動その他の活動を行う態勢が確立されている。

いわゆる資源ごみについても、土浦市一般廃棄物再生資源分別収集事業交付金要項に

第2条(協力自治会)に「事業に協力しようとする自治会は、集積所を設置し、一般廃棄物再生資源分別収集事業協力申請書により市長に申請しなければならない。」として、地域レベルのごみ処理の主体を自治会とし、連合会ではない。

連合会がごみ処理を所掌する環境衛生課と調整を行った記録はない。また、市民活動課も環境衛生課と連絡を取り合ってもいない。

このように、本件調査研究とは、計画の門外漢である連合会が、市のごみ処理基本計画から離れ、所掌課との連携無しに、近隣(地域)地区の実情の調査や、足下の土浦市の中間処理施設及び最終処分場の「訪問」も行わず、明確な予備知識も持ちえないまま、いきなり遠方他所の「先進的なリサイクル事業を行う産業廃棄物処理施設」を訪問するというもので、公益上の必要性などとは無関係な、単に独善にすぎない。

エ 「先進的なリサイクル事業を行う産業廃棄物処理施設」とする「モノ・ファクトリー」であるが、申請書類添付の資料によっても、また企業HPによっても、此処を訪問することが地域におけるごみの減量や適切な分別回収とは結びつかない。問題の解決に係る調査研究成果は存在しない事実を併せ、当該施設は、補助事業の目的に合致する調査研究の対象ではあり得ない。

オ ここで請求者の居住地域例に述べると、住民は意識が高くごみ出しのルールは周知徹底されよく守られ、集積場の管理状況は良好で、ごみがあふれるなどの問題はない。これから考えれば、真鍋ブロック会が調査研究の理由に挙げた事例とは、一部地域の局地的な、それもモラルの問題であって、それを自治法が規定する公益上必要が有るものに拡大解釈し、事業を主張するのは、強引に過ぎる。

### (3) 意見陳述の前の補正

令和6年8月19日に、請求人から令和6年7月31日に提出された「土浦市職員措置請求に係る陳述及び新たな証拠の提出について」のうち、1頁「68,000円」は「98,000円」であることを確認し、3頁「状況下において、に連合会」を「状況下において、連合会」であることを確認し、4頁「68,000円」は「98,000円」であることを確認し、補正を行った。

### (4) 意見陳述の際の補正

意見陳述の際に監査委員が措置請求書の記載内容のうち、2頁「情報一部公開決定通知」は「情報一部公開決定通知書」であることを確認し、5頁「情報一部公開決定通知」は「情報一部公開決定通知書」であることを確認し、補正を行った。

## 2 監査の対象事項

措置請求書等の記載内容や請求人による陳述等を踏まえても、措置請求の対象者が連合

会に対し本件補助金の返還を請求することが可能となる根拠が自明になっているとは言い難いが、請求人は、本件事業の成果が当初の補助金交付決定の内容に適合しておらず、土浦市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第13条の規定に反するものであること及び本件補助金の交付が法第232条の2の「公益上必要がある場合」に該当しない旨を主張しているものと考えられる。

そこで、監査の対象事項を次のように判断した。

- (1) 本件事業の成果が当初の補助金交付決定の内容に適合しておらず、規則第13条の規定に違反するものであるか否か。
- (2) 本件補助金について公益上の必要性があるか否か。
- (3) 連合会に対し本件補助金の返還を請求することが可能か否か。

### 3 監査対象機関 市民生活部市民活動課

### 4 関係書類の提出及び関係人の調査

法第199条第8項の規定により監査対象機関に対し関係人の出頭を求め、関係人について調査し、帳簿、書類その他の記録の提出を求め、及び関係人に意見を聴くための調査を実施した。

その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

- (1) 調査日時 令和6年8月26日 午前9時30分から
- (2) 関係人 市民生活部市民活動課長、市民協働室長及び係員
- (3) 監査委員が提出を求めた資料

提出資料1 令和5年度土浦市地区長連合会補助金交付決定について（真鍋ブロック会調査研究事業）（伺い）

提出資料2 令和5年度土浦市地区長連合会補助金実績報告書の受理及び額の確定について（真鍋ブロック会調査研究事業）（伺い）

提出資料3 第3次土浦市ごみ処理基本計画

#### (4) 聴取内容の要旨

関係人である市職員から聴取した内容は、おおむね次のとおりである。

ア 請求人の「土浦市地区長連合会真鍋ブロック会が行った補助事業に対し、補助金98,000円を交付した。しかし、実施した補助事業の成果は、当初の補助金交付決定の内容に適合しておらず、補助金の交付の確定は不当と言わざるを得ない。したがって、土浦市長は補助金の交付の確定を取消し、連合会に対し、補助金の全額の返還を求めべきである。」との主張については、補助金の返還を命ずる措置を要しない。

イ 請求人が、「自身の経験と学びから得た意義は記載するが、調査の結果やその後の研究の成果への言及がなく、それらを地域住民に周知させることの課題については、努めてまいります、として今後の課題としたまま、補助事業を終了としているのである。したがって、本件補助事業の実績は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していない。」とする点については、否認する。

本件要項第2条の別表において「『ブロック会調査研究事業』とは、連合会が組織する各ブロック会が、地域住民と連携して、当該地域の活性化、地域の福祉の向上、地域の安全確保、その他の地域課題に関する調査研究を行う事業」と規定している。

本件ブロック会の交付申請書によれば、「仕分けの不十分なごみが家庭から排出されることもあり、ごみ集積場が大量のごみであふれる、カラスに荒らされる、資源ごみの適切な分別と排出ができていないなどの問題がみられ」ることから、環境美化・環境衛生を地域課題と設定し、「リサイクル率99%という先進的なリサイクル事業を行う産業廃棄物処理施設を訪問し、廃棄物の分別の現状と課題を視察して、ごみの減量と適切な分別回収について調査研究を行います。」と記載している。

また、当該事業の実績報告書によれば、産業廃棄物のリサイクル施設を訪問して、選別・解体工程を間近で体験し、分別作業に従事する職員から話を聞いたことにより、「単に分別すればいいということではなく、適切な出し方をしないとリサイクルの本来の目的や効果が損なわれる場合がある」という知見が得られたとの報告がされている。

このように、本件ブロック会が行った本件事業は、当該地域における課題を設定し、その課題について調査研究を行い、課題に関する知見を得ていることから、本件要項第2条に適合しているものと判断をしている。

ウ 請求人が主張している、「市長は、調査研究に値しない本件補助事業について、研究計画の内容を把握せずに補助金の額の決定を行い、また、研究結果の確認を行うことなく、補助金の額を確定したのであり、不当である。」とする点については、否認する。

請求人は、本件事業の計画は存在しないと述べているが、「土浦市地区長連合会補助金ブロック会調査研究事業交付申請書」には、事業の目的や地域課題、研究のための視察先など具体的に計画が示されており、その申請内容に基づいて審査概要を作成、審査し、交付決定を行っている。

また請求人は、市の評価は存在しないとしているが、「土浦市地区長連合会補助金ブロック会調査研究事業実績報告書」により、事業の実施内容を確認し、審査概要を作成した上で額の確定を行っており、適正に事務処理を行っている。

なお請求人は、調査研究の事例として、厚生労働省が行った「困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」を提示しているが、補助金を交付する事業は、その目的や趣旨はもとより、補助対象者や補助金額のような交付の要件なども異なることから、当該事業はあくまでも一例にすぎず、あたかも当該事業が一般的な調査研究事業であるかのように論じ、これを根拠として本件事業が調査研究に値しないというのは、あくまでも請求人の個人的な見解にすぎない。

エ 請求人の、「真鍋ブロック会が提示した補助事業とは、一部ブロック会の、地域住民の意識に関わる局地的な事例に過ぎず、市行政全般に関わる問題ではない、自治法が規定する公益上必要が有るものに該当しないと云わざるを得ない。」とする点については、否認する。

請求人は、第3次土浦市ごみ処理基本計画が策定済みであること、当該計画において具体的な施策が示されていること、地区市民委員会の環境部が活動していることを列挙し、ブロック会レベルでの調査や普及は意味を持たないとしているが、計画を実現していくためには、行政や事業者だけではなく、実際にごみの排出をしている市民の意識や行動が重要であり、市民委員会だけでなく、町内会・自治会やブロック会などの様々な主体が、ごみ問題等に対する知見を得ることは公益性がある。

また請求者が自身の居住地域の現状を例に、真鍋ブロックがあげた事例は、連合会の11ブロック会や171の町内会・自治会のすべてに共通する問題ではなく、公益上必要があるものに該当しないとすることについては理論の過程が不明であるが、ブロック会調査研究事業は、地域の活性化、地域の福祉の向上、地域の安全確保その他の地域課題に関する調査研究を行う事業であり、このような地域課題に関し、その目的の達成に資するものが知見を得ることに公益性を認めるものである。

したがって、本市が抱える地域のごみ問題に関し、当該地域住民が知見を得ることは、本件要項第1条に規定する「住民自治の向上及び市民福祉の増進を図る」という、補助金の趣旨にも適合しており、公益性がある。

なお、第3次土浦市ごみ処理基本計画の「家庭ごみに関するアンケート調査結果」によれば、ごみ集積場及びその周囲の状況で気になる点として、「カラスや猫が食い荒らしごみが周りに散乱している」については11.1%、「燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、粗大ごみの分別がきちんと守られていない」については13.1%となっており、真鍋ブロックの事業の中にもカラス等の被害というような、同じ課題が挙がっている。

このことから、本件事業は、地域の活性化、地域の福祉の向上、地域の安全確保、その他の地域課題に対する、公益的な事業である。

(5) 令和6年8月26日に監査対象機関から提出された書類

提出資料1 関係人調査 第3次土浦市ごみ処理基本計画

## 第5 監査によって確認した事実

### 1 土浦市の補助金等の交付の原則

土浦市では、補助金等に係る予算執行の適正化を図ることを目的として規則を制定し、補助金等の交付の申請、決定その他の手続等に関する基本的事項を定め、市長の責務として、当該規則第3条第1項では「補助金等が法令等及び予算の定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」とされ、同条第2項では「補助事業等の効果及び公益上の必要性を検討し、真に必要なものについてのみ予算に計上する。」とされている。

また、補助金の交付に当たっては、本件要項で、補助の目的、補助対象者、補助事業、補助率等を具体的に定め、公益上の必要性の判断基準を明らかにしている。

### 2 地区長連合会について

地区長は、市と住民との行政連絡を緊密にし、住民福祉の増進と市政の円滑な運営に資するため、土浦市地区長設置規則により設置され、職務として、市との連絡調整、市民の要望事項の取りまとめ等を行うこととされている。

市内全地区の地区長で構成されるのが地区長連合会であり、地区長連合会に各ブロック会が置かれている。

## 第6 判断

措置請求書、請求人の陳述、監査対象機関への説明聴取及び関係書類等の調査により確認した事実に基づき、次のとおり判断する。

### 1 本件事業の成果が当初の補助金交付決定の内容に適合しておらず、規則第13条の規定に違反するものであるか否か。

請求人は、本件事業の成果が当初の補助金交付決定の内容に適合していないと主張するが、本件要項第2条別表の備考の1によれば「『ブロック会調査研究事業』とは、連合会が組織する各ブロック会が、地域住民と連携して、当該地域の活性化、地域の福祉の向上、地域の安全確保その他の地域課題に関する調査研究を行う事業をいう。」とされていることから、ブロック会調査研究事業とは地域課題に関する調査研究を行う事業である。

そして、本件補助金の申請内容に「環境美化・環境衛生に関する地域課題を解決するために、リサイクル率99%という先進的なリサイクル事業を行う産業廃棄物処理施設を訪問し、廃棄物の分別の現状と課題を視察して、ごみの減量と適切な分別回収について調査

研究を行います」と記載されていることから、本件事業は、環境美化・環境衛生に関する地域課題について産業廃棄物処理施設を訪問して調査研究を行うものであると、認められる。本件ブロック会の存する地域においてごみの処理に係る地域課題があったことを疑う証拠もなく、地域課題の設定は適切であったといえ、またこのような課題に対する調査研究に係る訪問先として産業廃棄物処理施設を選択することは合理的なものであるから、本件事業は、ブロック会調査研究事業に適合するものといえる。

そして、本件事業の成果として、本件ブロック会は、産業廃棄物のリサイクル工場を視察し、「リサイクル工場の選別・解体工程を間近で体験するとともに、リユースやリサイクルに必要なこと等について、実際に分別作業に従事する職員」から話を聞き、「収集された缶の中に吸い殻があった場合、工場の作業効率を非常に下げってしまう、というお話を聞き、単に分別すればいいということではなく、適切な出し方をしないとリサイクルの本来の目的や効果が損なわれる場合がある」ことなどを学ぶという成果があったと報告していることから、本件ブロック会は、申請内容である「産業廃棄物処理施設を訪問し、廃棄物の分別の現状と課題を視察して、ごみの減量と適切な分別回収について調査研究を行った」ものと認められる。

よって、本件事業の成果は当初の補助金交付決定の内容に適合しており、「補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定」するという規則第13条に違反するものではない。

## 2 本件補助金について公益上の必要性があるか否か。

補助金の交付について、平成30年8月2日大阪地方裁判所判決（平成29年（行ウ）158号）では、「法232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定しているところ、地方公共団体の長は、地方自治の本旨の理念に沿って、住民の福祉の増進を図るために地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う地方公共団体の執行機関として、住民の多様な意見及び利益を勘案し、補助の要否についての決定を行うものであり、その決定は、事柄の性質上、諸般の事情を総合的に考慮した上での政策的判断を要するものとして地方公共団体の長に一定の裁量権があるものと解される。他方で、同条が公益上の必要性を要件とした趣旨は、恣意的な補助金等の交付によって当該地方公共団体の財政秩序を乱すことを防止することにあると解される以上、裁量権の範囲には一定の限界があり、当該地方公共団体の長による公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又はその濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付決定は違法と評価されると解するのが相当である。そして、上記の判断に裁量権の逸脱又はその濫用があったか否かは、当該補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯、補助の対象となる事業の目的、性質及び状況、当該地方公共団体の財政の規模及び状況、議会の対応、地方財政に係る諸規

範等の諸般の事情を総合的に考慮した上で検討することが必要であると解される。」とされている。

ブロック会調査研究事業は、前記のとおり「地域の活性化、地域の福祉の向上、地域の安全確保その他の地域課題に関する調査研究を行う。」事業であり、公益性があるものといえる。そして、本件事業がブロック会調査研究事業に適合することは前記のとおりであるから、本件事業に対し、本件補助金を交付することは公益上の必要性があるといえる。このことは、仮に請求人が主張する「学識経験者が多数参加する審議会において、豊富な調査データとその緻密な分析解析により、市のごみ処理の現状が明らかにされ、また、今後市が目指すべきごみ処理のあり方について、詳細な指針と計画が確立されており「年度別削減目標の設定、中間処理、最終処分場等明確な指針が確立され、学校での教育・学習機会、イベント・キャンペーン、出前講座等、地域への普及啓発・情報の提供等々が具体的に計画されている」ことがあったとしても、これによって本件事業に係る調査研究を行うことについて公益性がなくなるものでもない。

### 3 連合会に対し本件補助金の返還を請求することが可能か否か。

本件補助事業の成果は、当初の補助金交付決定の内容に適合しており、かつ当該事業には公益性が認められるため、これらの事由が欠けることを理由とした連合会に対する本件補助金の返還の請求を行うことが可能か否かの論点は検討するまでもない。

連合会に対し本件補助金の返還を請求する根拠となるその他の事実も認められないことから、連合会に対し本件補助金の返還を請求することはできない。

### 4 結論

以上のことから、請求人の主張には理由がないことから、本件請求を棄却する。